

Ⅲ. ファミリー企業改革に関する取り組み等 (ＪＨ系各社の取り組み状況)

1. ファミリー企業改革について

(1) これまでの経緯(資料Ⅲ－２参照)

(2) ファミリー企業再編に関する基本方針

- ・ファミリー企業の再編は、①直営化、②グループ(子会社)化、③市場競争化に分けて行うこととし、具体的な企業との調整は各社において実施

- ・これまで、

①直営化：「管理瑕疵」、「企業信用」、「公金管理」に直結するコア業務で、

- ・料金所を指導し監督する業務(料金収受の管理業務)
- ・道路保全の計画・実施の基礎となる道路監視業務
- ・不測の事態に対し、迅速・的確な初期判断を必要とする業務

②子会社化：

- ・グループとして経験・ノウハウ・技術の保有・蓄積が必要な業務
- ・効率性・経済性の観点から、本体と一体的に実施すべき業務

の執行組織として、業務・地域の特性に応じ、中核的機能を担う専門子会社として設立

と整理。

- ・検討体制は各社毎に確立し、責任者として各々の会社の役員を配置

- ・各社ともＨ１７年度内の基本方針等を取りまとめる予定

東：実施形態の見直しの基本方針(「業務の特性に応じた業務実施区分」及び「本体と一体的に実施すべき業務の執行体制組織」等)

中：業務毎に内部化、子会社化、市場競争化の区分に関する基本的方向性を確認

西：維持管理業務の効率的業務執行方法、パートナー化手法、グループ経営の運用手法等に関するマスタープランを策定

(2) 剰余金の社会還元について

- ・Ｈ１７事業計画は１１月３０日の高速道路関連社会貢献協議会総会において決定(総額約１０億円、資料Ⅲ－３参照)

- ・当面は、同協議会へ民営化会社が参画（社長が理事会メンバーとなる）することとし、事業の範囲及び規模の拡大を要請。また、3社による連絡調整会議も設置した。

2. 関連事業の今後の進め方について

(1) 基本的方針

- ・ **子会社（民営化会社が100%出資）を設立**し、SA・PA事業等の収益事業を実施（子会社の社員数は220～240名程度を想定）
- ・ 事業箇所は以下の通り

会 社	東日本	中日本	西日本	首 都	阪 神	本 四
SA・PA（箇所）	177	137	185	20	15	7
駐 車 場（箇所）	33	22	101	60	214	—
＜台数＞	＜1,500＞	＜900＞	＜1,500＞	＜5,400＞	＜6,800＞	

- ・ H18. 4より営業開始予定
- ・ なお、SA・PA事業を子会社が実施することにより、これまで同事業を実施してきた2つの財団法人は統合・縮小し、残された公益事業を実施する予定。

Ⅲ. ファミリー企業改革に関する取り組み等 (首都・阪神・本四会社の取り組み状況)

1. ファミリー企業改革について

(1) ファミリー企業再編に関する基本方針

- ・ファミリー企業の再編は、①直営化、②グループ（子会社）化、③市場競争化に分けて行うこととし、具体的な企業との調整は各社において実施
- ・首都会社としては、維持管理業務については、原則的にはアウトソーシングすることとし、当面は更なるロットの統合・見直し、契約手法の見直しにより競争を促進する。
- ・子会社化については、交通管理業務について検討することとし、料金收受業務及び維持修繕業務（保全点検業務）については集約化を図りつつ、子会社化も検討。
- ・阪神会社としては、保全点検業務、維持修繕業務、交通管理業務については、道路の安全性に直結する重要な業務であることから、効率的な業務のあり方、子会社化する場合の手法等を検討。料金收受業務については、将来の業務のあり方と併せて幅広く検討。

2. 関連事業の今後の進め方について

(1) 基本の方針

- ・子会社（民営化会社が100%出資）を設立し、SA・PA事業等の収益事業を実施（子会社の社員数（SA・PA業務）は30～40名程度を想定）
- ・事業箇所は以下の通り（再掲）

会 社	東日本	中日本	西日本	首 都	阪 神	本 四
SA・PA（箇所）	177	137	185	20	15	7
駐 車 場（箇所）	33	22	101	60	214	—
＜台数＞	＜1,500＞	＜900＞	＜1,500＞	＜5,400＞	＜6,800＞	

- ・H18.4より営業開始予定（阪神会社は1月開始予定）。
- ・なお、SA・PA事業を子会社が実施することにより、これまで同事業を実施してきた財団法人は縮小し、残された公益事業等を実施する予定。